

マイナンバーのご提供のお願い

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も、マイナンバーの提供にご協力ください。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、社会保障、税、災害対策の分野で、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平成 28 年 1 月から導入された制度です。日本国内で住民票を有するすべての個人には 12 桁の個人番号（マイナンバー）が、国内の法人には 13 桁の法人番号（企業版マイナンバー）が割り当てられています。

マイナンバー制度の詳細については、内閣官房などのウェブサイトをご覧ください。

[内閣官房のマイナンバー社会保障・税番号制度（外部リンク）](#)

[国税庁のマイナンバー特設サイト（外部リンク）](#)

マイナンバーのご提供のお願い

マイナンバー制度により、金融機関は税務署に提出する法定調書などにお客様のマイナンバーを記載することが義務付けられました。

このため、法定調書などの作成が必要なお取引や、税制上の優遇措置があるお取引の際に、お客様にマイナンバーをご提供いただきたいと存じますので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、平成 30 年 1 月からは更に、金融機関は、お客様の預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理すること（いわゆる「預金口座付番」）が義務付けられ、激甚災害等の発生または金融機関が万が一破たんした際のお客様への預金の円滑な払戻しや、これまでも行われてきた行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答を行うために、お客様のマイナンバーを利用することになりました。

したがって、新規で預金口座を開設する際にもマイナンバーをご提供いただきたいと存じます（既に預金口座をお持ちのお客様にもマイナンバーの提供をお願いすることがございます）ので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ただし、預金口座付番を目的としたマイナンバーの提供は、お客様の義務ではありません。

なお、当金庫では、お客様から取得させていただいたマイナンバーについて、厳格な管理態勢を講じており、また法令で定められた手続き以外に利用することはございません。

個人のお客様へ

以下のお取引の際に、個人番号のご提供をお願いさせていただきます。

預金	普通預金、定期預金、定期積金などの申込み
投資信託・債券（公共債）	新規の口座開設 特定口座・NISA口座の申込み
国外送金	国外向けの仕向送金、仕向送金小切手 国外からの被仕向送金、被仕向送金小切手 クリーンビル買取・取立
マル優・マル特	新規の申込み 非課税限度額などの変更 廃止
財産形成非課税住宅・年金貯蓄	新規の申込みなどの際に、勤務先に個人番号をご提供ください。
教育資金専用口座	新規の口座開設 贈与の追加、取消 契約終了

※当金庫と上記のお取引をさせていただいているお客様が、ご住所またはお名前を変更された場合は、変更手続きの際に併せて個人番号をご提供いただきます。また、個人番号のご提供後に個人番号を変更された場合には、変更手続きが必要です。お申し出ください。

※マイナンバー制度開始前から当金庫と投資信託、債券（公共債）のいずれかのお取引をされているお客様にも、個人番号のご提供をお願いすることがございます。

個人番号のご提供手続き

当金庫所定の用紙にご住所・お名前・個人番号などをご記入いただきます。

ご記入いただいたお客様の個人番号とご本人の確認をさせていただきますので、以下の書類をご用意ください。

①個人番号が確認できる書類
次のいずれか1点 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
②ご本人が確認できる書類（身元確認書類） ※上記①の番号確認書類が個人番号カードの場合は不要です。
顔写真付きの書類の場合は、次のいずれか1点 ・運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・写真付き身分証明書、写真付き学生証 など

顔写真付きでない書類の場合は、次のいずれか2点

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書（どちらも6か月以内のもの）
- ・印鑑登録証明書（6か月以内のもの）
- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・身分証明書（顔写真なし）、学生証（顔写真なし）
- ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書（いずれも6か月以内のもの） など

なお、ご本人に代わって代理人が手続きされる場合は、以下の書類をご用意ください。

ご本人の個人番号が確認できる書類
・ご本人の上記①の書類
代理人の本人確認ができる書類（身元確認書類） ※番号確認書類が個人番号カードの場合も必要です。
・代理人の上記②の書類
代理権の確認ができる書類
・法定代理人（親権者、成年後見人）の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ・任意代理人の場合は委任状 ※ご本人しか持ち得ない書類（例：ご本人の健康保険証、個人番号カード）でも差し支えありません。

法人のお客様へ

以下のお取引の際に、法人番号のご提供をお願いさせていただきます。

預金	当座預金、普通預金、定期預金などの申込み
投資信託・債券（公共債）	新規の口座開設
国外送金	国外向けの仕向送金、仕向送金小切手 国外からの被仕向送金、被仕向送金小切手 クリーンビル買取・取立
出資	申込み
従業員様の財産形成非課税住宅・年金貯蓄	新規の申込みなど

※当金庫と上記のお取引をさせていただいているお客様が、ご住所または名称を変更された場合は、変更手続きの際に併せて法人番号をご提供いただきます。

※マイナンバー制度開始前から当金庫と投資信託、債券（公共債）、定期預金、出資のいずれかのお取引をされているお客様にも、法人番号のご提供をお願いすることがございます。

法人番号のご提供手続き

当金庫所定の用紙にご住所・名称・法人番号などをご記入いただきます。

ご記入いただいたお客様の法人番号と法人の確認をさせていただきますので、以下の書類をご用意ください。

①法人番号が確認できる書類
次のどちらか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書 ・法人番号印刷書類(国税庁の法人番号公表サイトから印刷した書面で6か月以内のもの)
②法人が確認できる書類
※上記①の番号確認書類が作成後6か月以内の法人番号指定通知書の場合は不要です。
設立登記のある内国法人（人格のない社団等を除く）の場合は、次のいずれか1点（いずれも6か月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（写しを含む）、印鑑証明書 ・法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可、承認に係る書類 ・国税、地方税、社会保険料の領収書、納税証明書
設立登記のない内国法人（人格のない社団等を除く）の場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称、本店または主たる事務所の所在地を証する書類（写しを含む、6か月以内のもの）
人格のない社団等の場合は、次のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・定款、寄付行為、規則、規約（名称および主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるもの）のいずれかの写しで、その代表者または管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの ・国税、地方税、社会保険料の領収書、納税証明書（いずれも6か月以内のもの）